

訪問介護重要事項説明書

1. 事業者が提供するサービスについての窓口

電話 0277-43-4813 (午前8:30~午後5:00まで)

担当 中里 美恵子 *ご不明な点はなんでもおたずねください

2. ホームヘルパーステーションまゆの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ホームヘルパーステーションまゆ
所在地	群馬県桐生市堤町2丁目11-3
介護保険指定番号	訪問介護 (1070300817)
サービスを提供する地域	桐生市、みどり市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容	
管理者		1名			
桑原 拓	介護福祉士			管理	
サービス提供責任者		1名			
中里 美恵子	介護福祉士	常勤		提供責任、ヘルパー業務	
従業者 ヘルパー2級 ヘルパー1級 介護福祉士			4名 1名 2名		計 7名

(3) サービスの提供時間 相談受付時間 8:30~17:00

平日・通常時間帯	8:30~17:00	備考:その他相談に応じます
土曜日(第2を除く)	8:30~13:00	

*日曜日、国民の祝日及び12月30、31、1月1、2、3日までを除く(ただし、利用者の状況によってはその限りではない。)

*時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

(2) 生活援助

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、負担割合額に応じた割合のご負担になります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

*当事業所では特定事業所加算Ⅱを算定しています。

【料金表—利用者負担額・基本料金・昼間】

*身体介護	20分～30分未満	269単位
	30分～60分未満	426単位
	60分～90分未満	624単位
	90分～30分増すごとに	+91単位
*生活援助	20分～45分未満	197単位
	45分以上	242単位

*身体・生活 複合

身体	生活 20～45分未満	45分～70分未満	70分以上
20分～30分未満	341単位 (身体1生活1)	413単位 (身体1生活2)	485単位 (身体1生活3)
30分～60分未満	509単位 (身体2生活1)	583単位 (身体2生活2)	657単位 (身体2生活3)
60分～90分未満	696単位 (身体3生活1)	768単位 (身体3生活2)	840単位 (身体3生活3)
30分増すごとに	+91単位	+91単位	+91単位

*初回加算 200単位

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合、加算します。

*緊急時加算 100単位(1回につき)

利用者様やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合は加算します。

*生活機能向上連携加算 100単位(1月につき)

生活機能向上連携加算(I) 100単位／月
生活機能向上連携加算(II) 200単位／月

*介護職員処遇改善加算(I) 利用単位数×245/1000/月

*基本料金に対して、早朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅まで1kmごとに往復25円をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセル希望の場合は事前にご連絡ください。

連絡先 0277-43-4813

*当日2時間前までにご連絡が無かった場合 500円

*やむを得ない事情や病状の悪化等により、サービスの利用を中止した方がよいと判断された場合には、キャンセル料は発生しません。

(4) その他

① 利用者様の住まいでのサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月、15日頃までに前月分の請求を致しますので、月末以内にお支払いください。

お支払い確認後、領収書を発行します。

お支払方法は現金集金、口座自動引き落としのどちらかになります。ご契約の際にお申し出ください。

5. 当事業所の訪問介護サービスの特徴

(1) 運営の方針

利用者様の立場に立ち、利用者様の要求を大切にした支援をおこないます。

利用者様の皆さんのが安心して在宅での生活がおくれるよう支援をおこないます。

介護者様の介護軽減の支援をおこないます。

6. 秘密保持、個人情報の利用

(1) 私達は、正当な理由がない限り、利用者様に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密を漏らしません。

(2) 私達は、退職後も在職中に知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密を漏らしません。

(3) 利用者様は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービス提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いる事に同意します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

- (1)利用者様に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様のご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2)当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、保管します。
- (3)当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. ハラスメントにおける当事業所の対応

ハラスメントはいかなる場合も認められるものでは無く、刑法上も暴行罪、傷害罪、脅迫罪、強制わいせつ罪等に該当しうる行為です

利用者様・ご家族等によるハラスメントが度重なる場合、当該事業の管理者並びに群馬中央医療生協のハラスメント担当者による調査をさせて頂きます、発生の有無を客観的に捉えるとともに再発防止策を講じます。ハラスメント対応は介護サービスの継続的で円滑な利用にも繋がる重要な事項であり、双方協議のもと利用をお断りするケースがございます

また当事業所は、いかなる場合も介護保険サービスの業務範囲を遵守し、契約範囲外のサービスはお断りしています。

<契約を解除する場合の具体例>

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシュアルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
 - ・ストーカー行為
 - ・写真・動画・録音などをインターネットへ掲載
 - ・身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど
- 本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

10. 第三者評価受審の有無

当事業所は、第三者評価受審は実施しておりません。

11. サービス内容に関する苦情

① 事業者お客様相談・苦情窓口

担当 中里 美恵子

電話 0277-43-4813

② その他

事業者以外に、市町村、又は国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

桐生市役所 0277-46-1111

みどり市役所 0277-76-0975

国民健康保険団体連合会 027-290-1319

群馬県福祉サービス運営適正化委員会 027-255-6669

年　月　日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者番号 1070300817

所在地 群馬県桐生市堤町2丁目11-3

名称 ホームヘルパーステーションまゆ

説明者 _____

私は契約書および本書面により、事業者から介護訪問介護についての重要な事項の説明を受け同意し交付を受けました。

(利用者)

住 所

氏 名

印

(利用者代理人) 続き柄

住 所

氏 名

印

(家族代表) 本人との続き柄

住 所

氏 名

印

(注)「家族代表」欄は、居宅サービス事業所での個人情報の利用目的等の内容を確認し、緊急時などに利用者様の立場に立って事業者との連絡調整等を行えるご家族の代表です。なお、ご家族代表は契約上の法的な義務を負うものではありません。